

24総人 第82-1号
平成24年 8月31日

豊前市監査委員 矢 鳴 学 様
豊前市監査委員 榎 本 義 憲 様

豊前市長 釜 井 健 介
(総 務 課)

定期監査等の結果について(回答)

平成24年6月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 経理事務について

【指摘の要旨】

交際費や区長手当等を資金前渡しているが、財務規則では用件終了後7日以内に精算しなければならないと規定されている。

しかし、1ヶ月以上経過後の精算事務が散見された。情報公開の案件もあり、極力財務規則に基づき事務処理されたい。

また、使用料等の現金は金額の大小にかかわらずなるべく手元に置かず、年度変わりは速やかに入金するように努められたい。

【措置内容】

- ・ 交際費につきましては、現実問題として7日以内の精算が非効率的であり、財務規則にも記載されておりますただし書（会計管理者の承認）を適用して1ヶ月間を目処に精算するよう今後、運用に努めます。
- ・ 区長等報酬については、年2回9月と3月の区長便の配布時に支給していますが、副区長、組長への報酬も同時に渡し、組長等への支給・領収印の受領後、区長から総務係へ提出していただいています。132区の中には20組

以上の隣組が存在する区もあり、支給後7日以内に全区長、全組長の領収印を添付して精算を行うことは、事実上不可能といえます。文書で領収書の提出期限を翌月中旬までとしており、その提出期限については、豊前市財務規則第63条第1項ただし書の規定による会計管理者の承認をいただいております。今後は区長宅への訪問により、速やかに精算処理が行えるよう努めてまいります。

- ・一般市民が利用するコピー代（使用料）については、期間を狭め定期的納入に努めます。

2. 財産管理について

【指摘の要旨】

前回の定期監査に於いて備品台帳の未整備について指摘され改善されてきているが、個々の内容に不十分な面が散見された。

更なる調査の上、整備されたい。また、備品台帳が年度毎の台帳となっており、品目別管理の把握と所在の確認に困難性があり、改善を要望する。

また、総務課ではすべての公印を登録した公印台帳を備え公印の異動等に関する事務を統括することとなっている。公印台帳は整備されてはいるものの公印の印影漏れや異動年月日等の記入がされていないので、速やかに台帳の整備に努められたい。

【措置内容】

- ・備品台帳につきましては、年度毎の台帳を取りやめ、1台帳様式を通年使用することにより品目別管理の把握や所在の確認がわかりやすくなるよう今後台帳整備に努めてまいります。また、ご指摘された個々の不十分な内容についても改善に努め、備品台帳がより良いものとなるよう台帳整備を図ってまいります。
- ・公印台帳につきましては、ご指摘いただきましたとおり台帳を整備し、今後、公印異動の際の台帳整備を確実にを行い、改善に努めてまいります。

3. 補助金申請事務について

【指摘の要旨】

補助金交付申請に当たっては、豊前市補助金交付規則第3条において、「申請書を市長に対して、その定める期日までに提出しなければならない。」となっているが、交付申請書が年度末に提出されているものがある。

事業は年度当初より実施されており、事業実施前に計画書と併せて申請書の提出を指導されたい。

申請団体の公益上の補助の必要性、有効性など、団体の予算決算書等を精査の上、事業の目的や効果、支出の根拠を把握し適切な補助金交付が行われるよう要望する。

また、申請書の受付から交付決定に至る一連の事務処理日に不適切な面があり、注意されたい。

【措置内容】

- ・ご指摘の点につきましては、交付申請について、総会終了後速やかに関係書類を添付の上、提出するよう、今後、各団体の指導に努めてまいります。また、事務処理日の不手際につきましては、今後このようなことのないよう努めてまいります。

4. 拾得物の取扱について

【指摘の要旨】

平成14年に豊前市バス事業が開始されてから車内における忘れ物が多数発生し、「豊前市バス拾得物取扱規程」に基づき「拾得物整理簿」により拾得物件の保管・廃棄処理がされている。しかし、近年の保管・処理状況を見ると廃棄処理されている物、されていない物、本人返還の物があるが、一年以上保管しているものが散見された。取扱規程第13条で拾得物の処分の方法が規定されており、本規定に基づき、その処分をされたい。

また、拾得物の取扱者（担当課長）の確認等がなく、管理者の状況把握と不当な処理が行われないよう改善を求める。

【措置内容】

- ・豊前市バスの拾得物につきましては、規定どおり保存期限を3ヶ月に定め、経過したものにつきましては、課長決裁の上適宜廃棄処分といたします。拾得物の取扱につきましても随時課長を通し状況把握の改善に努めてまいります。

5. 契約事務等について

【指摘の要旨】

随意契約の中で、随意契約の理由が地方自治法施行令167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」の規定を適用している契約がある。豊前市随意契約ガイドラインの基準では、災害

の場合もしくは電気、機械設備の故障等の復旧工事などが対象となっており、随意契約締結の理由としては適切と言えないと考える。今後は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の適用にあたっては、その必要性和根拠の明確化を再点検し、契約事務にあたっては、随意契約の特殊性・緊急性等を検討し、安易に随意契約を行うことのないよう豊前市随意契約ガイドラインに従った適正な事務処理に努められたい。

【措置内容】

- ・ご指摘の点につきましては、「豊前市随意契約ガイドライン」を再度熟知し、ガイドラインに則した適正な事務処理に努めてまいります。